

日本振興銀行の預金等債権の買取りに係る精算払について

平成 24 年 4 月 4 日

預金保険機構

預金保険機構は、日本振興銀行の預金等債権の買取りに係る精算払について、以下のとおり行うこととしました。

1. 概要

日本振興銀行の破綻後、預金保険機構は、預金保険で保護される範囲を超える部分の預金について、預金者の方々からの請求に基づき、預金保険機構が定めた概算払率(25%)を乗じた金額(概算払額)を支払い(概算払)、買取りを行いました(買取期間:平成 22 年 12 月 13 日～平成 23 年 3 月 31 日)。

概算払を受けた預金者の方々は 3,163 名、概算払額(合計額)は 24.4 億円となっています。

預金保険機構は、日本振興銀行の再生手続の下で、買い取った預金債権に係る弁済金を同行から受け取った場合には、速やかに当該弁済金と概算払額との差額を基に追加的な支払額を算出し、概算払を受けたの方々にお支払いすることとしています(精算払)。

日本振興銀行は、債権者集会(平成 23 年 11 月 15 日開催)で可決され、東京地方裁判所の認可決定を受けて確定した再生計画に基づき、平成 24 年 4 月 2 日までに第 1 回弁済(弁済率 39%)による弁済金の支払を行いました^(注)。預金保険機構は、日本振興銀行

から平成 24 年 4 月 2 日に受け取った当該弁済金と上記の概算払率(25%)により算出された概算払額との差額を基に支払額を算出し、今回、精算払を行うこととしたものです。

(注) 日本振興銀行にご提出済の書類不備等の事情から、振込みが遅れている債権者の方が一部おられます。

2. 精算払の内容

(1) 支払額

13.7 億円

(2) スケジュール

今後、精算払の対象となる方々には、預金保険機構から速やかに精算払請求の手續に必要な書類を送付します。

預金保険機構は、対象の方々から精算払請求書等の必要書類の郵送を受けた後、1～2 週間程度を目途に、指定された口座に精算払の支払額を振り込みます。

(振込手数料は預金保険機構が負担します。)

支払期間は本年 4 月 10 日から 6 月 29 日までですので、対象の方々には、その期間内に必要書類を預金保険機構に郵送で到着するようにしていただく必要があります。

なお、日本振興銀行が、今後、弁済金の支払(最終弁済を含む。)を行った場合には、精算払を追加的に行うこととなりますが、その際には別途その旨をご通知します。

以上